

2020 年度予算・制度に関する提案書

公益社団法人日本社会福祉士会

会長 西島 善久



公益社団法人日本社会福祉士会は、人びとの尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

私たちは、社会福祉士の援助を必要とする人びとの生活と権利を擁護するため、以下の事項について提案します。

【厚生労働省社会・援護局関係】

○包括的な相談支援体制の構築・維持に向けた一体的実施の推進

平成 29 年 3 月 31 日付けにて、厚生労働省健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び老健局振興課長の連名にて、「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」の具現化に向け、各市町村地域において地域生活課題に対応する分野横断的な相談窓口の設置や地域づくりの実施ができるよう、事業毎に交付される補助金のあり方を見直すとともに、社会福祉士を含めた専門職の一体的な運用（兼務等）がなされるよう配置基準等の緩和をお願いします。

○新たな社会福祉サービスの受け皿としての「社会福祉士法人（仮称）」の創設

地域共生社会の実現には、制度横断的な知識を有し、包括的な相談支援と協働の中核の役割を担うソーシャルワーク専門職の活用が重要です。地域の実情に合った柔軟な仕組みを構築するためには、従前の法人とは別にソーシャルワーク専門職である社会福祉士が設立できる法人格として社会福祉士法人（仮称）の創設が有効であると思いますので、その制度化について検討をお願いします。

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則における指定施設の範囲に成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画に基づく「中核機関」における相談業務を実務経験に追加

社会福祉士及び介護福祉士法及び関係規則において定めている、社会福祉士受験要件となる「相談業務経験」に該当する分野として加えてください。この相談業務経験が該当となることにより、社会福祉士資格者の拡大はもとより、権利擁護分野及び司法関連分野への社会福祉士の専門性を果たすことになり、社会的に社会福祉士の有用性を強化することにつながると思いますので、社会福祉士資格取得に基づく相談業務実務経験として対象となるよう施行規則を改正してください。

○生活保護業務における社会福祉士の配置促進の検討

生活保護のケースワーカー任用に関して、現行の社会福祉主事任用要件だけでは、生活保護世帯の増加とともに多様化・複合化する住民ニーズに対応することは困難です。

一昨年12月に公開された「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」の報告書において、「自立相談支援機関の相談支援員に社会福祉士などの資格を求めることについても、検討を行うべきである。」と記載がありましたが、生活保護を担当する職員に関しても、自立相談支援機関の相談員と同様に社会福祉士などの有資格者の配置促進について検討していただきますようお願いします。

特に、査察指導員はスーパーバイザーとしての機能を持つ職種であることから、有資格者の配置が必要と考えます。

○生活保護における権利擁護扶助の創設

生活保護受給者の成年後見人等報酬及び日常生活自立支援事業利用費用を、「権利擁護扶助」として生活保護制度に位置づけてください。

これにより、自治体間の格差無く、全国一律に、必要な方が必要な制度を利用できます。

○生活保護制度（就労支援の強化）の見直し

生活保護制度において就労支援は自立助長の観点から重要ですが、本人の生活歴や適性等に配慮して慎重に進める必要があります。これらに配慮し、さらに「就労の場が確保されているのか」、「継続して就労できる環境にあるのか」なども考慮して進めないと、被保護者本人の意思に反した強制と受け取られ、十分な効果が得られないおそれがあります。就労支援の推進に当たっては、これらの事項に十分に配慮して進めるようお願いします。

○生活保護制度（母子加算）の見直し

母子加算の見直しに当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会報告書に記載されているように、子どもの貧困対策や子どもの健全育成に逆行することのないよう、十分配慮してください。

○生活保護の対象者に外国人を含める生活保護法の改正

生活保護法における外国人の扱いについては、現状においても厚生労働省の通知を根拠として、各自治体は一定の在留資格を有する外国人に対して人道的な観点から行政措置として、生活保護法を準用しています。

我が国が人道に基づき、国籍に関わらず誰でも健康で文化的な最低限度の生活を送ることができる国であることを示すためにも、外国人に対する生活保護法の適用について、検討をお願いします。

○「刑事収容施設」に勾留中の者の保護の実施責任の明確化

「居住地がないか明らかでないホームレス状態の者」が逮捕され、その後勾留決定となってから判決言い渡し前までの間、現に身柄拘束を受けている刑事収容施設の所在地を所管する福祉事務所へ、釈放直後に向け、当該人物の依頼・委任に基づいた使者や代理人等を通じ、生活上の相談・情報提供・連絡調整・支援依頼等があり、且つ釈放直後に向け生活保護の申請意思が明らかな場合は、当該刑事収容施設から身柄拘束が解かれた直後から「現在地保護」として当該福祉事務所が保護の実施責任を負うよう、生活保護手帳の「第2 保護の実施責任」記載の局長通知第2-12-「(5)」として改正・追記してください。

※なお、地域生活定着支援センターの業務として調整等を受けた者は、本要望の適用除外としてください。

○生活困窮者自立支援法の対象に外国人が含まれることの地方自治体への周知

生活困窮者自立支援法では、地域で生活する福祉の支援を必要としている外国人について、在留資格に関係なく対象としていることは評価されるべきです。残念ながら、一部地方自治体においてこの点が十分に周知されていない例があるので、このことについて各自治体に対して周知するようお願いいたします。加えて、外国人が対象であることについて法令・通知等において明確にするようお願いいたします。

○社会福祉住居施設・日常生活支援住居施設における施設管理者（施設長）への社会福祉士配置

2017年8月に千葉県内の無料低額宿泊所において暴行死事件が発生し、さらに2018年8月には東京都内の無料低額宿泊所において傷害事件後の死亡事件、12月には同じく東京都内で殺人事件が発生しています。これから議論される日常生活支援住居施設から当事者へ提供される良質な支援の質の確保はもはや必須です。

「現行ガイドライン」及び、意見募集中の「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準案」の中では、無料低額宿泊所における「施設長の要件」に「社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者」と表記され、また「職員の要件」においても「可能な限り、社会福祉主事の資格を有する」という表記に止まっています。

これから議論のはじまる日常生活支援住居施設における施設管理者（施設長）の要件には、社会福祉専門性を有する「社会福祉士の配置を要件とする」との明確な記載をすべきと考えます。

○生活困窮者自立支援法自立相談支援事業における主任相談支援員及び相談支援員への社会福祉士の配置

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議により自立相談支援機関においては、社会福祉士等のソーシャルワーク専門職の配置を検討し、適切な措置を講ずることとされています。また、主任相談支援員の研修受講要件として社会福祉士等の国家資格と実務経験が必要とされています。

そのため、実際に半数近くの同機関に社会福祉士が配置されていますが、アウトリー

チの必要な生活困窮者への個別支援を通して地域資源開発、地域づくり（ソーシャルアクション等）を進めるためにも、主任相談支援員は社会福祉士等の有資格者を原則とするようにしてください。また、ソーシャルワークのための諸条件の整備が求められる中で相談体制を強化していくためにも、相談支援員にも社会福祉士の配置をお願いします。

○生活困窮者自立支援法 住居確保給付金の要件緩和

生活困窮者自立支援法における初期相談段階における対応として、安定した住居の確保のための条件整備は必要不可欠です。しかし、現行の住宅確保給付金は、家賃補助（三カ月）の対象を離職者に限定しており、例えば、敷金を用意できずネットカフェを転々とし就労している人が安定した生活基盤を築くためにこの給付は活用できません。また地方自治体の予算措置の状況も格差があります。これらの実情を踏まえ、自立支援のための同給付の対象の拡大と自治体の予算確保等について必要な措置を講じてください。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

本会は、2010年6月、全国大会（秋田大会）において、自殺予防の対策に取り組むことを宣言しました。その取組のひとつとして、2016年より厚生労働省「自殺防止対策事業」において、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定したアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いします。

○地域生活定着促進事業における予算の安定確保

全国の地域生活定着支援センターでは、矯正施設退所予定者が帰住先の都道府県で必要な支援が受けられるよう広域調整を実施しています。

地域生活定着促進事業の維持・継続発展の為に安定的な予算（基準額）を確保するようお願いします。

また、都道府県の中には、基準額の4分の1の負担をせず、基準額の4分の3を委託料としているところがあります。国庫補助基準額は、事業の安定的な運営に必要な最低額を見込んでいると考えられますので、都道府県が国庫補助基準額以上の委託金額とするよう、都道府県に働きかけてください。

○身元保証人制度の改善

国の調査等によれば、身元保証人がいないことにより、医療機関に入院できない、介護施設等に入所ができないなどの問題が顕在化し、厚生労働省は、改善を求める通知等が行っていますが、現状としては遅々として改善されているとはいえない状況ですので、制度の抜本改革が必要です。

なお、消費者庁及び老健局では、『身元保証』や『お亡くなりになられた後』を支援するサービスの契約をお考えのみなさまへ』などを配布し、身元保証等高齢者サポート

サービスの利用について注意を呼びかけていますが、消費者被害の拡大を防止するため、より一層の取組をお願いします。

【厚生労働省 障害保健福祉部関係】

○障害者が身近な圏域で相談できる体制の整備

障害者の相談支援に重要な基幹相談支援センターの整備が進んでいないなど、相談支援の体制整備は十分とはいえない状況です。

2018 年度報酬改定において、相談支援に関する各種加算が創設され、その中で主任相談支援専門員の配置を要件とした特定事業所加算が創設されたことは評価できます。必要な相談支援体制を整備していくためにも、主任相談支援専門員の養成体制を整備するとともに、相談支援専門員の人材不足が解消するための必要な方策および主任相談支援専門員の配置についても積極的に推進してください。

○地域における生活の維持及び継続の推進

地方自治体では地域生活支援拠点の整備に取り組むこととなっていますが、残念ながら進んでいない現状です。大きな原因の一つに、運営に必要な費用が予算化されていないことがあげられます。24 時間の居宅介護事業所の待機職員の人件費、相談支援専門員の人件費など、出来高による収入では賄いきれない費用を予算化しなければ推進が困難です。2018 年度報酬改定において相談支援及び一時保護についての各種加算が創設され、一定の前進は見られますが、地域生活支援拠点の整備・運営に要する費用を予算化してください。

○障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備

障害児支援の提供体制の確保に関しては、障害児のみに焦点をあてるのではなく、保育所、幼稚園、認定こども園にも発達障害児等の受け入れができるよう、インクルーシブシステムの構築が必要です。成長期におけるインクルーシブシステムの構築は、その後の地域共生社会の実現に欠かす事ができないシステムとなるからです。障害の有無にかかわらず幼児が共に成長できる環境を整備してください。

【厚生労働省 老健局関係】

○地域支援事業の推進に係る地域包括支援センターの強化に伴う人材確保

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、中核機関である地域包括支援センターの機能強化が求められており、地域包括支援センターの体制に関する適正な評価として単身世帯の割合や複合的な課題を抱える世帯数等を評価基準に加え、社会福祉士をはじめとする必要な人員の増員を促すよう、必要な措置を講じてください。

○介護報酬における社会福祉士配置による加算

障害福祉サービスにおいては、社会福祉士等の配置に対して福祉専門職員配置等加算が算定されており、また 2018 年度からは介護保険事業所が障害福祉サービスを提供する共生型サービスにおいても同様の加算の対象となっています。また、診療報酬におい

ても社会福祉士配置による加算が認められています。これらを踏まえ、介護報酬においても同様に社会福祉士の配置による加算を認めるとともに、議論にあたり、関係する審議会等への参画を認めていただきたく、お願いします。

○成年後見制度利用支援事業の的確な実施に向けた市町村支援および予算確保

2017年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、全国どの地域に住んでいても、必要な人が成年後見制度を利用できるような地域体制の構築を目指すこと、そのための制度の利用に係る費用等に係る助成について検討が行われることが望ましいことが明記されています。

必要な方が成年後見制度を利用できるよう、生活保護受給者の成年後見人等報酬を「権利擁護扶助」として生活保護制度に位置付けるとともに、生活保護受給に至らない（あるいは生活保護受給を望まない）低所得者や生活困窮者においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業が必須化されるとともに、予算が確保されることが必要です。

成年後見制度利用支援事業は、障害者総合支援法（地域生活支援事業）では既に必須事業であり、介護保険法（地域支援事業）でも必須事業とするようお願いします。

また、自治体によっては成年後見制度利用支援事業の対象を市町村長申立の事例に限るなど制限を設けている例が見られますが、そのような制限は撤廃すること、必要な予算の確保について、市町村への周知と支援をしてください。

【厚生労働省 子ども家庭局関係】

○児童相談所長による未成年後見人選任支援と未成年後見人支援事業の運用推進

2011年の法改正により、児童相談所長は、親権者がいない児童についてその福祉のために必要があるときは未成年後見人選任の請求をしなければならないことが児童福祉法に明記され、同時に未成年後見人支援事業が開始されました。

しかし、2016年度の児童相談所長による未成年後見人選任申立ては68件に留まり、支援事業の運用も広がっていません。児童相談所職員の多くが未成年後見人選任の役割と支援事業自体を理解できていないため、児童相談所が関わりながら未成年後見人支援事業が適用されず、無報酬無保険で後見人を受任している事例が各地で発生しています。児童相談所長による未成年後見人選任支援の役割と未成年後見人支援事業の運用に関する周知の徹底と推進をお願いします。

○親権者が関わりを拒絶している児童養護施設等の入所児童への未成年後見制度の活用

今般の児童福祉法の改正では、児童の権利に関する条約の精神に則り、子どもが適切に養育されること、その生活が保障されることが明記されました。

しかしながら、児童養護施設や里親等で暮らす児童の親権者の中には、子どもとの関わりを持とうとしない者や、施設等から連絡をとることすら難しい者の存在が聞かれます。

このような場合に、親権者の実態把握を行った上で、親権者がいない子どもに限らず、適切な親権行使のなされていない子どもたちへの積極的な未成年後見制度を活用するよ

うお願いします。

○「児童虐待の防止等に関する法律」の児童虐待の定義に「経済的虐待」を追加

昨今、保護者が子どもの奨学金を費消してしまう事例等が散見されます。給食費等の費用を拠出しないネグレクトとは違って、意図して子どもの預貯金等を費消してしまうことは搾取です。

子どもの貧困問題として捉えられておりますが、家庭内では経済的虐待です。児童の権利条約第 32 条に「締約国は、子どもが、経済的搾取から保護される権利」を示しています。保護者からの経済的な搾取において、子どもは、自ら助けを求めることが弱く、また周囲の大人も経済的な搾取の概念がないことから、見過ごされる状況にあります。児童の権利条約の精神に則り、児童虐待の定義に「経済的虐待」を加え、社会全体で子どもの権利侵害を防止する必要があります。

○高等学校等就学支援金制度や児童手当における保護者等の所得要件について

2011 年の法改正により、児童相談所長は、親権者がいない児童についてその福祉のために必要があるときは未成年後見人選任の請求をしなければならないことが児童福祉法に明記され、同時に未成年後見人支援事業が開始されました。それに基づき、当会においても専門職未成年後見人として活動をしているものが徐々に増えている状況です。

子育てに対する施策のひとつである高等学校等就学支援金制度や児童手当等においては、保護者等の所得要件があります。これについては、親族でない、かつ同居もしていない第三者の未成年後見人の所得について申請する義務はないと考えます。しかし、一部の市町村においては生活実態を鑑みず、「法定の未成年後見人である」ことだけを理由に、第三者の未成年後見人の所得状況の申請を要求する場合があります。本来の制度の趣旨や役割を理解し、適正な運用をするための周知の徹底をお願いします。

○要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センター等、市区町村への社会福祉士配置促進

「ニッポン一億総活躍」等に基づき、2020 年度末までに地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指すこととされた子育て世代包括支援センターでは、これまで配置されていた保健師や助産師、看護師といった医療職に加えて、ソーシャルワーカー等の福祉職を配置することが望ましいことが示され、また、「新しい社会的養育ビジョン」でも、保育所へのソーシャルワーカーの配置が提言されたところです。

地域における「子どもの最善の利益」を実現する子ども専門のソーシャルワーカーは市区町村に配置されてこそ、その能力が発揮できます。要保護児童対策地域協議会の調整機関や子育て世代包括支援センターをはじめ、保育所、放課後児童クラブ、学校、児童館等の子どもの集う場所への社会福祉専門職の配置や巡回相談・支援は有効と考えられますので、市区町村へ福祉専門職である社会福祉士の配置を促進してください。

○里親委託において同性パートナー関係にある者が委託対象となることの明確化

里親委託において、同性パートナー関係にある者に対して里親委託が行われる都道府

県がある一方、実質的に里親に認定しない基準を有する都道府県があることが指摘されています。里親の担い手として、同性パートナー関係にある者を排除すべき理由はありません。同性パートナー関係にある者も里親委託の対象となることについて、法令・通知・ガイドライン等において明確化するようにお願いします。

【法務省関係】

人権擁護局

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）における対象者の拡大

2016年6月に成立した「ヘイトスピーチ対策法」の対象者である、「適法に居住する者」について、対象を拡大し「日本に滞在する者」としてください。

本法第2条で定義されている「差別的言動」は、適法に居住しているか否かに関わらず、あってはならないものと考えます。「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、」との衆参両院の付帯決議の主旨を明確化するためにも、法の改正をお願いします。

大臣官房秘書課

○司法と福祉の連携の円滑化のための体制整備

司法と福祉の連携が円滑にできるよう、(1)アセスメントするための面接時間(接見時間延長等)の配慮、(2)診断書作成や介護保険、障害区分認定申請等、福祉手続きの円滑化、(3)被疑者・被告人への支援における福祉関係者の報酬確保、をお願いします。

また、矯正施設、保護観察所、検察庁等へ配置されている社会福祉士がソーシャルワーク機能を発揮できるよう、ご配慮願います。

最高裁判所

○家庭裁判所における参与員の活用

参与員制度は、国民の良識を反映させるために、2004年度に人事訴訟にも拡大されたものですが、社会福祉士が参与員として関与することで効果を上げている例もあると聞いています。

家庭裁判所の後見業務において、総合的な判断ができる福祉人材として社会福祉士を参与員に活用することについて検討をお願いします。当面、社会福祉士を参与員として活用することについて、各家庭裁判所に対して周知いただくようお願いします。

【内閣府関係】

内閣府政策統括官（防災担当）

○福祉との連携による避難行動要支援者の個別計画策定の推進

消防庁の調べによると2018年6月現在、避難行動要支援者名簿を作成済みの自治体が97%あるのに対し、個別計画策定済みの自治体は13.7%しかありません。

名簿だけでは避難行動につながりにくいため、個別計画は重要なものではありますが、個々人の障害特性などのアセスメントが必要なため、策定が進んでいないのが現状です。

そこで、介護保険の介護支援専門員や障害福祉の相談支援専門員が作成するケアプランやサービス等利用計画のアセスメント内容を個別計画策定に活用するなど、福祉との連携による個別計画策定の推進をお願いします。

○災害時における福祉・介護サービス提供者の災害救助法適用

高齢化や医療の発達に伴い福祉・介護サービス利用者は年々増加しています。福祉・介護サービス利用者にとって、サービス供給はライフラインであり、発災時においてもサービスが途切れずに供給されることが非常に重要です。

災害救助法第7条で、医療、土木建築工事又は輸送関係者については従事命令を規定していますが、発災時においても止めることができない福祉・介護サービス提供者について、これらと同様に災害救助法の適用としてください。

内閣府政策統括官（防災担当）

○災害福祉広域支援ネットワークの制度化

福祉分野において、災害発生直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援する仕組みを構築する必要があります。厚生労働省においては2018年5月31日にガイドラインを発出し、都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築を推進されています。

今後、全国どこで発災してもDMATのように福祉・介護サービスが災害時にも途切れることなく必要な方に提供される制度が必要です。

このような取組を、災害救助法等の法制度に位置付け、防災基本計画等に盛り込まれるようにお願いします。

【文部科学省関係】

○スクールソーシャルワーカーの常勤配置化の推進

スクールソーシャルワーカーは、児童生徒やその家族と信頼関係を築き、関係機関との調整や地域の社会資源の活用や開発、ネットワーク構築などが行えることが必要です。週に1～2回の勤務では実現が困難ですが、常勤職であれば児童生徒に継続的な対応が可能となり、より適切な支援を行うことができます。

また、文部科学省では2019年度までに全中学校区（約1万か所）にスクールソーシャルワーカーを配置することを目標としていますが、常勤採用であれば社会福祉士や精神保健福祉士が業として選択することができ、人材確保につながります。

「児童生徒の教育相談の充実について」（教育相談等に関する調査研究協力者会議2017年1月）においても学校及び教育委員会に常勤のスクールソーシャルワーカーを配置するとされており、より一層の常勤化を図るようお願いします。

○スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザー配置に向けた職能団体の活用推進

毎年47名のスーパーバイザー配置が予算化されていますが、スーパーバイザーはスクールソーシャルワーカーがその職責と機能を遂行できるよう指導する業務であり、高い専門性が求められます。

日本社会福祉士会はスクールソーシャルワーカーへの研修会の開催や、スーパーバイザーの養成を行うとともに、多くの都道府県社会福祉士会が子どもの支援に関する委員会を組織しており、団体としてのバックアップが可能となっています。

「児童生徒の教育相談の充実について」（2017年1月）にあるとおり、スーパーバイザーは、スクールソーシャルワークの実践経験のある者が担う必要があります。スーパーバイザーの専門性を高める研修会を本会に委託するようお願いします。

○教職員等がソーシャルワークを学ぶ機会の確保

学校でソーシャルワークが機能するためには、スクールソーシャルワーカーの常勤配置や適切なスーパーバイザーの存在とともに、教員のソーシャルワークに関する理解が欠かせません。教員がソーシャルワークを理解すれば、スクールソーシャルワーカーとの連携や協働が円滑となり児童生徒やその家族への支援がより早く、より適切に行えます。

そこで、初任者研修や10年経験者研修などの法定研修に専門職との連携に関する科目を義務づけるとともに、教職課程でも必須科目に位置づけるなど、すべての教員にソーシャルワークを学ぶ機会が得られるようにしてください。

【総務省関係】

以下の2項目については、厚生労働省に対して提案していますが、総務省におかれましても地方自治体の職員配置に係る内容ですので、ご協力をお願いいたします。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

本会は、2010年6月、全国大会（秋田大会）において、自殺予防の対策に取り組むことを宣言しました。その取組のひとつとして、2016年より厚生労働省「自殺防止対策事業」において、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定したアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いします。

○要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センター等、市区町村への社会福祉士配置促進

「ニッポン一億総活躍」等に基づき、2020年度末までに地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指すこととされた子育て世代包括支援センターでは、これまで配置されていた保健師や助産師、看護師といった医療職に加えて、ソーシャルワーカー等の福祉職を配置することが望ましいことが示され、また、「新しい社会的養育ビジョン」でも、保育所へのソーシャルワーカーの配置が提言されたところです。

地域における「子どもの最善の利益」を実現する子ども専門のソーシャルワーカーは市区町村に配置されてこそ、その能力が発揮できます。要保護児童対策地域協議会の調整機関をはじめ、子育て世代包括支援センターをはじめ、保育所、放課後児童クラブ、

学校、児童館等の子どもの集う場所への社会福祉専門職の配置や巡回相談・支援は有効と考えられますので、市区町村へ福祉専門職である社会福祉士の配置を促進してください。